

令和元年度 第1回志布志市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和元年8月28日(水)
開会 午前10時00分 閉会 午前11時8分
- 2 場所 志布志市役所 本庁2階 庁議室
- 3 報告
 - (1) いじめ等防止条例について
 - (2) ひきこもり対応等について
 - (3) 山重幼稚園について
- 4 協議
- 5 出席者 (出席構成員)
志布志市長 下平晴行
教育長 和田幸一郎
教育委員 松原治美
教育委員 島津陽亮
教育委員 津町千代子
教育委員 益田裕子

(事務局)
副市長 武石裕二
総務課長 山田勝大
総務課長補佐 黒石直也
教育総務課長 徳田弘美
教育総務課長補佐 坂元正知
教育総務課総務係長 吉松裕美
学校教育課長 谷口源太郎
学校教育課参事兼指導係長 福留健之
学校教育課参事兼指導主事 吉永秀和
学校教育課参事兼指導主事 上之園善孝
学校教育課長補佐兼学校教育係長 高野利彦

生涯学習課長	萩迫和彦
市民環境課長	留中政文
市民環境課長補佐	児玉雅史
市民環境課市民係	松永純子
福祉課長	北野 保

5 会議の経過

午前10時00分 開会

○ 開会

【黒石総務課長補佐】 皆様、御起立ください。

ただいまから、令和元年度第1回志布志市総合教育会議を開催いたします。「よろしく願いいたします。」御着席ください。

本日は、御多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは早速ですが、会次第にそって進めさせていただきます。まず初めに、開会に当たりまして、下平晴行市長が挨拶を申し上げます。

○ 市長あいさつ

【下平市長】 本日は、御多用中にもかかわらず、令和元年度第1回志布志市総合教育会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から教育行政の推進につきまして、格別なる御理解と御協力を頂いておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、今回の会議につきましては、「いじめ等防止条例について」、「ひきこもり対応等について」、「山重幼稚園について」の報告を受け、委員の皆様方と議論したいと考えております。

本日も、協議事項について、委員の皆様方と十分に意見交換を行い、より効果的な取組にして行きたいと思っておりますので、皆様からさまざまな意見をお聞きしながら、市の施策に反映させていきたいと考えております。

本日は十分に協議していただき、実りある総合教育会議にしていただきます事をお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【黒石総務課長補佐】 それでは、会次第3 報告に入りたいと思います。

まず、「1 いじめ等防止条例について」の報告をお願いします。

【留中市民環境課長】 それでは、報告(1)いじめ等防止条例について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。いじめ等防止条例作成のイメージになります。国が、「いじめ防止対策推進法」を平成25年9月に制定しまして、それを受けて県が「鹿児島県いじめ防止基本方針」を平成26年3月に作成しております。

教育委員会が平成27年3月に制定した「志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例」に、いじめの定義や基本理念、市や教育委員会、教職員、保護者及び地域住民の責務等を盛り込み、より実効性のある条例にするため、今回、児童生徒及び市民を対象に「市いじめ防止等条例」を制定しようとするものでございます。

教育委員会は、小・中学生を対象として「いじめ防止基本方針」を作成されており、現行の「志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を廃止し、今回の条例に統合しようと考えております。

なお、イメージ図の右側 BのDV・セクハラ・パワハラ等防止に関する条例は、市民を対象に、DVやセクハラ・パワハラ、また「ひきこもり」といった事案に対して、市や市民、関係機関の責務や役割を果たしながら解決にあたっていくこと、お互いの人権を尊重し合い、支え合うことを明示し、明るく住みよい地域社会を実現するため条例化を図るもので、子どものいじめと大人を含む市民全体の虐待等の防止を目指すもので、今後2本立てで制定するものであります。

次に、2ページをお開きください。「志布志市いじめの防止等に関する条例」について、ご説明いたします。

現時点では、たたき台としての条例案でございますので、今後、詳細について検討を必要としていることを念頭にお聞きください。

第1章 総則 第1条では、本条例が「いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、保護者、地域住民その他の主体の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を

総合的かつ効果的に推進する」という目的を定めております。

第2条では、この条例の用語の説明です。第1号で、いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義しております。

また、第3号で、学校とは、小学校、中学校、及び高等学校と定義しております。

3ページをお開きください。第3条では、基本理念を定めております。いじめの防止等のための対策は、学校が、全ての児童生徒にとって安心でき、かつ、自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として行われなければならない。としております。

第4条は、いじめの禁止及び児童生徒の心構えについて定めております。

第5条で市の責務を、第6条で教育委員会の責務、第7条で市立学校及び市立学校の教職員の責務、4ページの第8条で保護者の責務、第9条で地域住民の責務をそれぞれ定めております。

次に第2章 いじめ防止基本方針では、第10条に志布志市いじめ防止基本方針、第11条に学校いじめ防止基本方針を規定しており、現在教育委員会が定めております、いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針のことを指しております。

第3章 いじめの防止等のための対策では、第1節 いじめの防止として、5ページをお開きください。第12条に市立学校におけるいじめの防止、第13条にいじめの防止等のための教職員の資質の向上等を、第14条第15条に、保護者等におけるいじめの防止を、第16条に地域住民におけるいじめの防止、6ページの第17条に啓発活動について定めております。

第2節では、いじめの早期発見について、第18条に規定しております。

第3節 いじめへの対処として、第19条にいじめに対する措置を、

7ページをお開きください。第20条に校長及び教員による懲戒を、第21条に出席停止その他の措置を規定しています。

第4章 重大事態への対処では、第22条に基本原則、第23条に市の対処方針、第24条に学校の対処方針を規定しています。

第5章 情報の提供では、第25条に市長及び教育委員会は、市立学校以外の学校に在籍する児童生徒に係るいじめの情報の提供を受けたときは、それぞれ当該各号に定める者に当該情報を提供するものとし、8ページ 第1号に 鹿児島県が設置する学校として県立高等学校を、第2号 私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校として 私立（わたくしりつ）高等学校も情報提供をすることを定めております。

第6章 総合教育会議における協議について第26条に定めており、必要に応じ、いじめの防止等のための対策を、本総合教育会議で協議することを定めております。

第7章の第27条から第44条までにつきましては、現行の「志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例」の規定をそのままこちらに規定しておりますが、第29条の連絡協議会に、住民・保護者の代表を加え、委員を10人から12人にしております。

第2章 志布志市いじめ問題専門委員会について、第34条から第40条まで定めております。

第3章 志布志市いじめ問題調査委員会について、第41条から第44条まで定めております。

第8章 雑則に、第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定めることを規定しております。

附則に、第1号に施行期日「この条例は、令和2年4月1日から施行する。」、第2号に、現行条例の志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例が、本条例施行期日をもって廃止すること、及びそれに伴う委員の任期の経過措置を規定しております。

以上で、条例の説明を終わります。

【黒石総務課長補佐】 続きまして、「2 ひきこもり対応等について」の報告をお願いします。

【北野福祉課長】 ひきこもり対応等について説明します。

生活困窮者自立相談支援事業は、社会福祉協議会へ委託している事業で、主任相談員と相談支援員の2名を雇用しています。

相談窓口名は、しほし生活自立支援センター「ひまわり」で、生活保護に至る前の自立支援対策として、主には就労支援や生活環境改善についての相談を受けている。

表の上段の主訴のところをご覧ください、年間124件の新規相談を受けており、収入や生活費の問題、家賃やローンの支払い、仕事探しが主な相談ですが、ひきこもりも10件の相談があったところではあります。

ひきこもりの場合は、本人との信頼関係を維持することが大事で、一旦そっぽを向けられると、来なくなる可能性があるため細心の注意を払っているとのこと。

また、存在自体が分かりにくく、民生委員さんでも分からないケースが多いとのことでもあります。

ひきこもりの場合は、原因が複雑にからみあっており、精神的な障害も考えられ、相談に対応するためには専門的な知識が必要と思われる。

引きこもりの相談窓口の県内の状況につきましては、県内の福祉事務所長会議の中で、議題となりましたが、どの市町村も明確な所管課は定めていないとの回答でした。生活困窮、障害の基幹支援センター、スクールソーシャルワーカー、こころの健康相談など事業ごとに対応しているのが現状のようです。

実際に引きこもりの方が市内にどの程度いらっしゃるのか、ということにつきましては、大変把握しづらいことではありましたが、民生委員の方に、アンケートを実施し、引きこもりではないかなという人の人数を回答いただきました。

志布志市全体で、19名で、そのうち40歳～65歳の方が11名という結果となったところでもあります。

以上で、引きこもりの説明を終わります。

【黒石総務課長補佐】 続きまして、「3 山重幼稚園について」の報告をお願いします

す。

【徳田教育総務課長】 それでは、報告(3)山重幼稚園について、説明いたします。山重幼稚園につきましては、昭和46年4月に地域の幼児教育の高まりを受けまして、旧有明町が設置したものです。平成12年3月に現在の園舎に改築して、現在に至っております。

まず、1の目的ですが、学校教育法第22条において、幼稚園の目的が規定されています。

2の事業内容 (1)園児数ですが、定員35名に対して30年度は一時持ち直していましたが、年々減少しておりまして、今年度8月1日現在で6名となっております。かつこ書きは山重校区内の園児数を再掲しています。校区内の園児も少なくなっている状況です。最新の状況としまして、8月末で3歳児が1名退園、9月1日から満3歳児が1名新たに入園予定となっております。

(2)の運営体制ですが、園長、副園長、養護教諭は山重小学校の先生が兼務となっており、主任教諭で市職員が1名、教諭で嘱託職員が2名となっております。

(3)と(4)については、平成30年度の運営費の収入と支出を記載していますが、収入から支出を差し引きますと、約1,240万円の支出超過となっております。

続きまして、次のページの3現状と課題ですが、山重幼稚園につきましては、隣接しています山重小学校との交流を通じまして、異年齢集団との関わりを学んでいくという特色ある取組を行いつつ、幼児教育の充実を図っているところでございます。しかしながら、送迎がないことや延長保育を行ってはいませんが時間が限られているため、共働き世帯が増えている今、預けやすい環境が求められ、年々園児数が減少傾向にあり、時代の流れとともに変化してきた保護者のニーズに対応できていない状況でございます。また、認定子ども園等も設置されている中で、これまでは保育料が私立幼稚園に比べ安いということがありましたが、今年10月からは幼児教育無償化が開始され、園児確保はますます困難になることが予想されております。これらの現状を踏まえますと、今後

の山重幼稚園の在り方、方向性を早い段階で検討して示していかなければならないと考えております。参考までに申し上げますと、7月5日に開催されました外部評価委員会におきましても、山重幼稚園の現状について評価をしていただきました。その際の外部評価委員の意見としましては、送迎や延長保育の手立ては講じられないのか、設立時とは保護者のニーズが変化してきている、公立で保育機能を持たせた施設としても人的、施設のにも簡単にはいかないだろう、本来の幼児教育の目的を達成することができない状況は避けなければいけない、早期の見直しが必要であるなどの意見が出されました。山重幼稚園についての説明を以上で終わります。

【黒石総務課長補佐】 続きまして、会次第4 協議に入りたいと思います。協議の進行については、総合教育会議設置要領第4条第4項の規定に基づき、市長が務めるようになっていきますので、下平市長よろしくお願いたします。

【下平市長】 協議につきましては、先ほど報告されました議題について行いたいと思います。

それでは、まず、(1)いじめ等防止条例について、ご意見、ご質問はありませんか。

【松原教育委員】 現在策定しているいじめ基本方針と教育委員会で実施している条例と合わせて条例化しようということですが、DV、セクハラ、パワハラ等を別に条例化する理由を教えてください。

【下平市長】 これは学校に関わるいじめ等防止条例とは別に条例を策定した方が良かったためです。いじめ等防止条例は市の責務、教育委員会の責務、地域住民の責務などを市民全体に知らしめることが目的です。知ってもらうことが条例の役割です。現在教育委員会で策定しているからではなく、市全体で取り組みしていこうというものです。

【松原教育委員】 市の部局や民生委員なども含めて横断的に協議を持つ場を今回の条例のようなものがあると動きやすくなるし、きちんと対応できるようになると考えて、それぞれの責務を明確にしている、この条例は良く分かります。ただ、大人の世界にもいじめはありますので、学校に関することをDV等の条例の一部にすることは検討しなかったのですか。

【留中市民環境課長】 いじめについては、防止条例を制定している自治体も多く、いじめ条例については生徒・児童に限定した条例です。いじめは児童・生徒を対象としたもので、大人のいじめのようなものは虐待、犯罪などになると思いますが、兵庫県小野市はいじめを定義した法律ができる前に全てを包括した条例を制定して、市民全体で取り組むようにしました。定義を定めた法律が制定された後はいじめとは別に虐待等防止の条例を制定した方が分かりやすいと考えています。

【下平市長】 要は明確化したということですね。

【松原教育委員】 重複する部分もあるように思います。ただ、学校でのいじめは以前から対応していますし、定例教育委員会でも毎回報告があります。

【留中市民環境課長】 今回の条例は子供同士のいじめに対するもので、児童虐待などは別の条例で明確化していこうと考えています。

【津町教育委員】 県内外や近隣市町村の制定状況はどうなっていますか。

【留中市民環境課長】 全国にはありますが、県内は把握していません。

【松原教育委員】 ネットなどで把握した上で今回提案されたと思っていました。

【島津教育委員】 今回条例を制定することによって事案に対応できると思います

が、会議などでの具体的な話があれば分かりやすいのですが。

【留中市民環境課長】 いじめに関する会議等の開催は把握できていません。

【谷口学校教育課長】 平成26年12月にいじめ基本方針を制定して、それに基づいていじめ問題等対策連絡委員会を開催しています。会議の場で専門の方、PTAの方などと学校における現状課題を挙げ、より良い方策を協議しています。

【下平市長】 市民の皆さんに知ってもらうということです。教育委員会だけでなく、それぞれの役割、責務というものがいじめ防止基本方針には定められていませんし、また、しっかりと市民の方に条例が制定されましたと周知をして、志布志市全体でいじめから守ろうということです。

【益田教育委員】 今回の条例を制定するに当たり、ベースとした条例があると思いますが。

【留中市民環境課長】 宮城県仙台市の条例を参考にしています。一番新しい条例です。いじめ問題が2年7か月の間に3件発生したため制定されたものです。

【益田教育委員】 ベースになった条例もいじめ条例と別の条例に分かれているのですか。

【留中市民環境課長】 分けて制定することは志布志市独自です。

【下平市長】 明確にするということです。DV、セクハラ、ひきこもり、パワハラとしっかり分けて市民に理解してもらうためです。

【留中市民環境課長】 今回条例が制定されることについて、条例案の4ページの第8条に保護者の責務の規定があります。教育委員会で策定した、

いじめ防止基本方針がありますが、これの7ページを見てください。いじめ防止基本方針の中では5番目のところに家庭や地域との連携ということで、網掛けをしているのはいじめ防止対策推進法に規定されていますという位置づけで方針ができていくということです。いじめ防止基本方針は国のいじめ防止対策推進法に基づき制定されたという位置づけられています。今回条例が制定されることによって保護者の責務がさらに具体化されるということです。そのように理解していただければと思います。

【和田教育長】 条例名がいじめの防止等となっていますが、等とは何を想定してのものですか。

【留中市民環境課長】 条例案の第2条でいじめの防止等の定義を規定しています。仙台市の条例名もいじめの防止等となっています。

【和田教育長】 条例を制定するという方向性ですが、内容については教育委員会と十分協議を行った上で制定するようにしても良いですか。

【下平市長】 十分協議をして連携をとって進めてください。子どもたちをいじめから守ることが基本ですから、いかに良い条例にするか協議してください。

【下平市長】 続きまして、(2)ひきこもり対応等について、ご意見、ご質問はありませんか。

【松原教育委員】 この協議案が提案されたことはDV等の条例策定につながるのかということと何故今回のタイミングで提案されたのでしょうか。これまでは学力向上、タブレット導入などが協議されてきていました。ここに来ていじめの問題とひきこもりの問題が出てきました。提案された背景を教えてください。

【下平市長】 今回提案した背景は、報道でもありますが元事務次官の事件があったからです。これはひきこもりの対象となっている人たちが

外部から見えない状態にあるためです。このこともいじめと併せて大変大きな案件だと思い協議の場に出したところです。先ほど説明がありましたが、これまでは知られたくないということがありましたが、何らかの形で外に出してもらい、市民にも理解していただくことが大きな狙いです。

【松原教育委員】 先ほど志布志市の状況ということで19名が聞き取りで挙がってきたという説明がありました。国が40代から65歳までの調査を行っていることに合わせて調査し、さらにその下の年代についても調査されたと思います。資料の③番目で、ひきこもり、不登校の相談件数が10件となっています。この後どうつながりましたか。

【北野福祉課長】 相談案件については、ひまわりの職員が対応にあたっています。問題解決については対応中です。

【松原教育委員】 例えば問題があったとして、それが教育委員会へはどのようなつながりをされたか、学校にはどうつながりましたか。

【北野福祉課長】 資料に10件とありますが、ひきこもりは9件、不登校は1件となっています。

【松原教育委員】 学校に関係するのは1件ということですか。

【和田教育長】 何故このような内訳になっているのですか。

【北野福祉課長】 県に報告する様式の内訳です。

【松原教育委員】 こういったひきこもりや生活困窮などの相談について、ひまわりの職員の方々が頑張っていらっしゃると思います。この報告に挙がってきた相談は行政にまで報告があったと理解していいと思います。いじめの問題ではないですが、教育委員会や福祉課などいろいろなところに関わりがあって、多くの部署が一緒になって

協議できる場ができるためには条例などが必要ですし、情報共有することは大事なことだと思います。

【北野福祉課長】 この相談案件についてはそれぞれ理由が異なるため、障がいに関わるものであれば障がい担当につながりますし、生活困窮が問題であれば生活保護につないだりしています。連携をとりながら対応している状況ではあります。

ひきこもりの相談については、県にもひきこもりセンターが設置されており、直接相談するケースもあります。県から現場に行くことは難しいため、その出先機関としてひまわりがあり、対応しています。

【松原教育委員】 10件と相談件数が少ないのは、県に直接相談があったりするためだと理解しました。

【北野福祉課長】 19名という件数は、民生委員の方に地域に出向いてもらって、アンケート調査を行った結果です。この10件については実際にひまわりに相談に来た件数です。19名の方が実際相談される対象なのかはわからない状況です。もし、民生委員の方にひきこもりの方から相談がありましたら、ひまわりの方につないでいくという形で再認識していただきました。

【松原教育委員】 今日の協議は報告みたいなものですか。こういうものですか。こういう状況ですということですか。今後何か進めていくということではないということですか。

【下平市長】 資料のBの条例に組み込んでいきますので、条例を作成するまでに協議を行っていくということです。

【益田教育委員】 資料⑥番目の項目に不登校・非行が1件となっていますが、ここはどうなっていますか。

【北野福祉課長】 具体的には聞いていません。

【島津教育委員】 失業者数は分かりますか。把握していますか。ひきこもりの実態とは把握しにくいもので、失業者は失業保険などを受給しているので把握できると思いますが、職を探さずにいる人も相当数いるのではないかと聞きます。職場になじめず退職する人もいます。聞き取りなどで調査する方法もあると思いますが、どう対処しているのか難しいとは思いますが。ハローワークとの連携もあっても良いかと思えます。

【北野福祉課長】 ひまわりへの相談の中には仕事探しの相談に来られる方もいて、また、生活保護の窓口にも生活困窮という形で相談に来ます。体力的にも年齢的にも問題ない場合にはハローワークに行き行って職を探してもらうこともしています。ハローワークとも連携はしている状況ではあります。

【和田教育長】 資料の調査票ですが、③番目に掲載されている124件については生活困窮者のみですか。一般の方は含まれていないのですか。

【北野福祉課長】 生活困窮者に限ったものではありません。相談窓口としては生活困窮自立支援事業として実施していますが、全員が生活困窮者ではありません。DV、虐待などいろいろな困り事に対して相談を受けています。相談を受けてもらえればその場で解決するというより関係機関につなぐことで対応しています。

【和田教育長】 必ずしも生活困窮者だけが相談に来ているわけではないということですね。先ほど把握できているのが19名とありましたが、全国では61万3千人いると言われています。市内の状況を把握するのは難しいとは思いますが、今後自治体としてひきこもりに対してどう対応していくのかはどの自治体も求められている課題だと思います。相談に来る方はまだいい方だと思います。相談機関は大事だと思いますが、その他に対応策の案はありますか。

【北野福祉課長】

先日、身体障がい者の連絡協議会が開催され、その中で施設の中でもひきこもりがあったということで、時間をかけて見守る必要があるということで施設内で対応してもらっていますが、専門的な相談窓口、機関が必要ではないかという意見をいただきました。県内にはありませんが、県外にはひきこもり支援のための相談窓口を設置しているところもあります。その窓口には心理カウンセラーや社会福祉士など専門的知識を持った方を配置しているようです。時間をかけて対応しないといけないため、時間をかなりかけているようでした。組織的な体制が必要なのではと思います。ひまわりは設置していますが、いろいろな相談の窓口ですので、ひきこもりの相談も対応していますが、心理カウンセラーや社会福祉士など専門的知識を持った人はいませんので、どういう形で寄り添うべきか対応が難しいこともありますので、専門的な職員を配置した体制が必要なのではと思います。

【下平市長】

今課長が言いましたように市としても内部で協議をして、そういう看板をあげて窓口などをしていくことは大事かと思えます。

【武石副市長】

生活困窮者の数字もそうですが、今行政の中で全国的なことでもありますが、一つの家庭でDVがあり、並行して児童虐待、高齢者虐待もある場合もあり、生活困窮世帯でもある可能性があります。生活困窮であれば福祉課で、高齢者は保健課、児童は福祉課、小中学生であれば教育委員会でいった風にバラバラに対応しています。このひまわりという相談窓口が総体的な窓口になっていますが、行政でも総合的な窓口を設置して専門的な職員を配置していくことが必要です。また、把握をすることがなかなか難しいことですが、自治会長や民生委員の方などに把握をしていただき、行政から出向く部分と待つ相談を受ける部分を同時に実施していかなければ解決はしないと思います。縦割りの行政ですので一本化する必要があります。現在、高齢者が対象の地域包括支援センターと子育て支援包括支援センターがありますが、総体的

に対応できるように今後一元化を進める必要があります。市長の方から指示が出ていて、今回いじめに関しては子どもに限定しますが、一方で資料のB条例案といったセクハラ、パワハラ、ひきこもりなど法律はそれぞれ異なりますが、こういった形で条例化するのか検討していく必要があります。その中には相談窓口や対応などが出てくると思います。その条例化を今後行っていきます。生活困窮者の問題にしても学力に比例していくものです。経済力の格差が学力に影響していく可能性があります。ひきこもりなど今回協議した案件はいろいろなことにつながっていくと思いますので、市長部局と教育委員会と一体的に取り組んでいかないといけないということで今回協議の場に提案したところです。

現在 8050 問題がありますが、これに 20 という問題が出てきて 80 歳の高齢者、50 歳のひきこもり、20 歳の障がい者を抱えている家庭が出てきています。このような家庭にどう対応していくかが大きな課題ですので、一体となって取り組むために今回提案したとご理解ください。

【松原教育委員】 不登校がひきこもりになるというわけではありませんので、不登校イコールひきこもりではないと思います。

【武石副市長】 可能性の問題です。

【松原教育委員】 いろいろな書物には出てきますので、可能性としてはリスクが高くなると思いますが、ひきこもり又は障がいを持っているというだけで、精神的に病んでいるというだけで事件が起こるといろいろ言われてしまう、すべてが悪いようにとらわれてしまう状況です。事件を起こした人たちのほんの一握りの人たちのために大きな社会問題になるということでかなりデリケートな問題だと思います。取扱いには気をつけていかないといけないと思います。教育委員会では家庭的な崩壊があったり、DVを目の前にしたり、いじめがあったりと複合的な問題があるために連携して取り組んでいます。それでも一向に前に進まない、不登校もなかなか減

らないといった現状も理解いただきたいと思います。子どもたちやひきこもりの人が一番大事なことは相談する人がいないことだと思います。近くに心の中を吐き出せる人がいたら不登校なども解決すると思いますが、親にも先生にも相談できていない人たちに寄り添っていける人がいるか、いないかについても教育委員会でも対策をしています。心を開ける場をつくる施策も必要ですし、週1回でも心理カウンセラーに来てもらって、個別の部屋で相談にのりますといった機会を設けることで相談に来るかもしれません。誰かが救われるかもしれません。そのために条例があると、関わった人たちみんながテーブルにのれるといったことが出来ると思います。

【下平市長】

委員と副市長からもあったように、今までが気がつかなかった人たちがかなりいると思いつながらも対応できなかったわけですが、今回議題に挙げて議論することで行政として何をすべきかを考えることはありがたいことだと思います。前向きに取り組みたいと思います。

【和田教育長】

専門的な心理カウンセラーなどが常駐できる体制ができたらしうことでしたが、逆にこちらから派遣をする体制もあつていいのかなと思います。サポーターとして出て行く取組みもあつていいのかなと思います。

【下平市長】

要はどこにそのような人たちがいるのか把握することがまず大事です。そのためには民生委員の方々もですが、職員も実態を把握できればと思います。こちらから出向いて実態を把握することが基本だと思いますので、検討をお願いします。

【下平市長】

続きまして、(3)山重幼稚園について、ご意見、ご質問はありませんか。

山重幼稚園については、先ほど課長の方から説明があつたところです。存続していくのかどうかも含めて協議していただければ

と思います。

【松原教育委員】 合併当初は山重幼稚園を残そうということがあったと思いますが、この状況を見ると、かなり困った状況になっていると思います。やはりそういう時代がきたのかなとも思います。その頃はいろいろな思いがあったと思いますが、ここまでできてしまうかどうかと思います。どういう方向をお考えなのでしょうか。

【下平市長】 基本的には先ほど言われたとおり人件費の問題などいろいろあって、地域の方々が幼稚園を設置して欲しいということで設置されている幼稚園ですので、必要だと言いつつも地域の子どもたちが1名しかいない状況だということです。そのあたりの狭間でですね。本当にどうなのかということです。協議の中でこのまま進めていっていいのか、いろいろな意見を出してもらえれば、ありがたいと思います。

【松原教育委員】 入学式、入園式、卒園式、運動会や授業参観で英語の授業を行ったりして充実していますが、1、2人になった時には幼児教育とはどうなのかと思います。来年度募集をするかしないかというところであれば、何らかの結論を出す必要があると思います。設置者がどうお考えなのかという思い入れをお聞きしたいところです。

【下平市長】 私も一緒です。皆さんがどうお考えなのか、どうしたらいいのかをお聞きしたい。

【島津教育委員】 校区の対象者がほとんど入っていない状況でもあり、支出の部分でも相当負担が大きいですよね。幼児教育無償化というタイミングで考えると早めにどうするかを決めていかないといけない事案だと思います。

【下平市長】 せめて9月議会に提案しないといけないかもしれませんね。

【島津教育委員】 そのように進めた方が良いと思います。

【松原教育委員】 小学校などの廃校の段取りとしては、休校という扱いで八野や四浦はある程度時間をかけて、閉校式を行って順次廃校となった経緯があります。お休みという形でやっていて状況が変わるかもしれないし、幼稚園志向が高まるかもしれないし、数年してみても整理していくのもありかなと思います。

【下平市長】 廃園と先に出すのではなく、背景もありますので最初は休園という形でしていく方がいいのではないかと思います。

【和田教育長】 山重幼稚園がここまできたのは山重幼稚園なりの魅力があるからだと思います。幼稚園と小学校が隣にあつて、幼小連携がどこの幼稚園よりもとれていたと思います。中身もしっかりした教育課程の基に営まれています。そういう意味での山重幼稚園の存在感がありましたが、幼児教育の一つの目的として集団生活を通して遊びを通してやっていくという非常に大きな目的があります。ところが5、6名での集団生活で学べるということは他の幼稚園、保育園に比べればマイナスな部分もあるということで、本来の幼児教育の目的をこの人数では果たすことが難しいだろうと思っています。たぶん保護者の方々は山重幼稚園の教育の中身うんぬんではなくて、延長保育がない、送迎がない、夏休みもずっと休みという状況の中で、共働きが増えている中で山重幼稚園に通園させたいと思っても、このような状況であれば他の幼稚園を選ばざるを得ない状況になって、負の循環というか、そんな感じになってしまっていると思います。これから幼稚園を立て直すためには、少なくとも送迎とか延長保育とかそういう手立てを打たないと共働きの保護者が山重幼稚園に子どもを預けるのは難しい状況ではないかなと思ったりしています。

【下平市長】 おっしゃるように幼稚園という機能がなくなってしまうということになりますと、どうかなという気がします。

○ その他

【黒石総務課長補佐】 それでは、会次第の「5 その他」についてですが、皆様方から協議事項以外に何かございますか。

○ 閉会

【黒石総務課長補佐】 それでは、皆さん御起立ください。

以上をもちまして、令和元年度第1回志布志市総合教育会議を終了させていただきます。

午前11時8分 閉会

会議録署名

志布志市長 下平晴行

教育長 和田幸一郎

教育委員 松原治美

教育委員 島津陽亮

教育委員 津町千代子

教育委員 益田裕子